

平成28年度
熊谷市立成田小学校いじめ防止基本方針



熊谷市立成田小学校

目 次

はじめに

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

(2) いじめの基本認識

2 いじめに取り組むための基本方針と組織

(1) 基本方針

(2) 設置目的

(3) 組織の構成員

(4) 活動内容

(5) 関係機関との連携

3 いじめの未然防止

(1) 教師の言動...姿勢

(2) いじめを許さない学級づくり

(3) わかる授業づくり

(4) 道徳教育の推進

(5) 児童によるいじめ防止の取組

(6) ネットいじめへの対応

4 早期発見・早期対応のための手立て

5 重大事態への対処

はじめに

本校では、平成18年策定の「熊谷市子ども憲章」を子どもたちの行動指針として、また、「熊谷の子どもたちは、これができます! 4つの実践 3減運動」に大人が手本となって積極的に取り組んでいる。さらに、平成26年9月、「成田小学校いじめはならない宣言2014」を作成し、いじめ撲滅に取り組んでいる。

いじめは、決して許されないことである。しかし、いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである。したがって、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速且つ適切に対応するためには、児童の実態を常に正確に把握することが何より重要である。

そこで、本校では、児童の実態を日常的に把握し、家庭や地域社会と連携しながら「いじめ根絶」に取り組むと共に、児童自身に「いじめをしない、させない、許さない」という強い意志を育みながら、教職員が一丸となって「いじめは人として絶対許されない行為であり、いじめで苦しんでいる児童を全力で守る」という共通理解のもと、指導に当たってきた。具体的には、児童の実態をより詳細に把握するために、児童及び保護者へのアンケートを実施すると共に、教職員のチェックリストを実施して、児童に対して適切に対応してきた。また、いじめが発生した場合を想定して、校長のリーダーシップのもと、全教職員が適切に対応できるよう、常に「報告・連絡・相談」を確実に実施し、全教職員で共通理解ながら組織として取り組んでいけるように、校内体制を整えてきた。

こうした中、本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「熊谷市いじめの防止等のための基本方針(熊谷市基本方針)」に沿って、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、「成田小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、「成田小学校いじめ防止対策委員会」を立ち上げた。

保護者の願いは、児童がなかよく安心して学習に取り組める環境である。「成田小学校いじめはならない宣言2014 ○自分がいやなことは、ぜったいしません。○ニコニコ笑顔で声をかけ、友だちをたくさんつくります。○いじめをみつけたら、とめます、話します。」を前面にして、児童自身による「いじめ根絶」に取り組むべく全教職員の力を結集していく所存である。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

熊谷市立成田小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる。
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる。
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい。
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びから、罪悪感がなく発展する。
- 3 いじめは集団化してくる。
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する。
- 4 長期化すると、陰湿化・悪質化する。
→いじめに気がつかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける。
- 5 場面が変われば立場も変化する。
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある。
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある。
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう。
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある。
→教師の不用意な発言や児童への接し方が児童をいじめの対象にしてしまう。

2 いじめ問題に取り組むための基本方針と組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめの防止等のために、熊谷市立成田小学校に「成田小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。この委員会を中核に、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力体制を確立すると共に、学校設置者の指導の下、いじめ根絶に向けて取り組む。特定の教職員が抱え込むことなく、家庭や関係機関との連携を密にしながら、学校全体の問題として組織的に取り組んでいく。

(1) 基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。

(いじめ防止対策推進法第13条)

- ア 学校いじめ防止基本方針及び学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置し、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組む。
- イ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を最後まで守り抜くことを表明し、いじめに対して組織的に取り組むと共に再発防止に努める。
- ウ 相談窓口を明示し、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、組織を挙げて児童一人一人の状況の把握に努める。
- エ 保護者、地域や関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

(2) 設置目的

本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。特に対応が学級担任など特定の教職員に偏ることのないよう、組織的に取り組むために「成田小学校いじめ防止対策委員会」を設置するものとする。

(3) 組織の構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、保健主事、教育相談主任、学年主任、当該学級少人数担当教員、養護教諭

(4) 活動の内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急職員会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(5) 関係機関との連携

- ア 保護者との連携、協力依頼等
- イ 熊谷市教育委員会への定期的な報告及び連携
- ウ 熊谷警察署等との連携

3 いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりうる事を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

(1) 教師の言動と姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていない時の指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

ア 「いじめはあるもの」と思う。

イ 「いじめは教師の目の届かないところで行われる」と認識する。

ウ いじめに気づき、注意する。

エ 日頃から保護者との連携及び信頼関係の醸成に努める。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、

ア 児童が安心して学校生活を送れるよう一人一人に「居場所」を作り、また、「役割」を作り有用感を持たせるようにする。

イ 自分のよさ、自分との違いのよさを認め合う雰囲気醸成する。

ウ 学級の様子について、日頃から学年会等で共通理解し、風通しのよい学級づくりを行う。

(3) わかる授業づくり

学力不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。そこで、「わかった、できた喜びを実感できる授業」を行うことが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善にあたる。

ア 学習内容とそれを確実に修得させるための手立てが明確な授業を行う。

イ 問題解決的、体験的な学習の充実を図り、修得した知識や技能を活用していく学習過程で、学習意欲、思考力、表現力等を育成していく。

ウ 人の意見や考えをお互いに尊重し、集団で高め合う。

(4) 道徳教育の推進

「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」を活用し、いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

ア 道徳の時間を要として道徳的実践力を育成すると共に、教育活動全体において、児童の豊かな心を育てる体験活動や実践活動を一層充実させる。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめ防止に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

ア 児童による『成田小学校いじめはならない宣言2014』を採択し、児童一人一人の具体的なめあてを明確にして学校生活に生かさせる。

成田小学校いじめはならない宣言2014

○自分がいやなことは、ぜったいしません。

○ニコニコ笑顔で声をかけ、友だちをたくさんつくります。

○いじめをみつけたら、とめます、話します。

イ 学校行事、集会活動、あいさつ運動、プレイタイム（縦割り活動）において、児童相互の好ましい人間関係を醸成し、よりよいコミュニケーション能力の育成を図る。

(6) ネットいじめへの対応

インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対しては、埼玉県警、ネットアドバイザー等の関係機関と連携したり、ネットトラブルに関するDVDを活用したりして、児童の情報モラルの向上を図り、保護者への啓発にも努める。

4 早期発見・早期対応の手立て

いじめは大人の目に付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人に気づきにくく、判断しにくい形で行われる事が多い。

そこで、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑い、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的に認知する。特に、日頃から児童との信頼関係の構築や見守りに努め、児童が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高くし、『成田小学校いじめ防止対策マニュアル』にある「児童のサインチェックリスト及び教師の手立て、教師の言葉がけ」等を活用して、いじめの実態把握に積極的に取り組む。

また、いじめの発見・通報を受けた場合は、「成田小学校いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応する。

(1) いじめの早期発見

ア 「児童のサインチェックリスト及び教師の手立て、教師の言葉がけ」の活用すると共に、家庭にも配布して啓発に努める。

イ いじめに関するアンケートを実施する。

- ・児童向けアンケート「今の私の心を見つめてみます」を活用して、毎月実施する。
- ・「いじめ早期発見のための調査用紙（家庭用）」を家庭用いじめ発見チェックシートとして配布し、回収し、情報収集にあたる。年間4回（6月、9月、12月、2月）実施する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」を活用する。

(2) いじめの早期対応

- ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「成田小学校いじめ防止対策委員会」を中核にして、緊急職員会議を開くと共に、いじめ対応組織図（成田小学校いじめ防止対策マニュアル）に従って、組織的に対応する。
- イ いじめる児童への指導・措置は、いじめの内容や関係する児童について十分に把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめは人の生き方として許されないことと理解させ、直ちにいじめを止めさせる。
- ウ いじめを受けた児童へのケア・対応で重要なのは、「いじめられている側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。本人のプライドを傷つけることなく、共感的態度で話を親身になって聴き、情報収集にあたる。
- エ 周りではやし立てる児童への対応は、はやし立てる行為はいじめ行為と同じであることを理解させる。いじめられている側の気持ちを考えさせ、いじめの加害者と同じ立場にあることを気づかせる。
- オ 見て見ぬふりをする児童への対応は、いじめは他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持つ。いじめの傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。
- カ 学級全体への指導としては、
- ・話し合いを通して、いじめを考える。
 - ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
 - ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
 - ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
 - ・道徳の時間を要とした道徳教育の充実に努める。
 - ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
 - ・学校行事、集会等を通して、学級の連帯感を育てる。

5 重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の

必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法第28条)

本校では、「熊谷市いじめの防止等のための基本的な方針」に従い、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

(1) 重大事態発生の報告

・重大事態が発生した場合は、学校は熊谷市教育委員会に事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査組織を設置

・第22条に基づく学校の組織「成田小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を加える。

(3) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

・調査によって明らかになった事実関係について、情報を適時、適切な方法で提供する。

(5) 調査結果を学校の設置者に報告

(6) 調査結果を踏まえ、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。